

- * 1 監事が常任役員会に出席するとき、また国際役員が西日本区役員会に出席するときは、特に西日本区理事が出席を要請した場合に限り支給される。
- * 2 国際役員が国際会議（ICM）に出席するときは、状況によって西日本区理事の承認に基づき、旅費またはその一部を補助する事ができる。
- * 3 西日本区理事が事業委員会、特別委員会および専任委員会に出席するときは、その委員会および会議の代表者が、特に理事の出席が必要である旨要請した場合に限り支給される。
- * 4 理事事務局員が西日本区役員会に出席するときは、2名以内に限り支給される。
- * 5 区書記、区会計、理事事務局長が部会に出席するときは、そのうち1名に限り支給される。
- * 6 日本YMCA 同盟の会合は、出席義務がある場合に限り支給される。
- * 7 次期理事が、RDE トレーニングに出席する時は状況によって常任役員会の承認に基づき、次期理事及び通訳者の旅費またはその一部を補助することができる。又、理事がエリア会議（ACM 或いは、MYM）に出席する場合も同様の取扱いとする。
- * 8 事業委員会等とは、事業委員会、常置委員会、特別委員会、専任委員会の中で、それぞれ任命されている会議に対して出席の場合に支給される。
- * 9 事務局員の出席は2名以内に限り支給される。

2001年4月8日	改正	2001年7月1日	施行	2003年6月14日	改正	2003年7月1日	施行
2004年4月4日	改正	2004年4月5日	施行	2009年11月15日	改正	2009年11月15日	施行
2011年11月19日	改正	2012年1月1日	施行	2016年4月9日	改正	2016年7月1日	施行